

## 国立大学法人岡山大学職員旅費支給要項

令和3年7月1日  
学 長 裁 定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学旅行規程（令和3年岡大規程第70号。以下「旅行規程」という。）に則り、職務のため旅行する国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費については、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

#### (用語の意義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 監督者 旅行の申請又は旅行の依頼を承認する権限を有する学長又はその委任を受けた勤務時間監督者をいう。
- 二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 四 出張 役職員が職務のため一時その在勤事業所（常時勤務する在勤事業所のない役職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は役職員以外の者が法人の依頼を受けた業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- 五 赴任 新たに法人に採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事業所に旅行し、又は異動を命ぜられた役職員がその異動に伴う移転のため旧在勤事業所から新在勤事業所に旅行することをいう。
- 六 帰住 役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- 七 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持している者をいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持している者をいう。
- 八 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この要項において、「何級の職務」という場合には、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号。以下「就業規則」という。）第28条の2第2項第1号に規定する一般職員俸給表（一）による当該級の職務及び一般職員俸給表（一）の適用を受けない者について学長が定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この要項において、「何級の職務」を定める場合には、就業規則第28条の2第2項に規定する一般職員俸給表（二）、教育職員俸給表（一）・（二）・（三）、医療職員俸給表及び看護職員俸給表の適用を受ける者の一般職員俸給表（一）に相当する職務の級は、別表第1のとおりとする。

- 4 この要項において、役職員以外の者のうち、次の各号に掲げる者は、役員の職務にある者として取り扱うこととする。
- 一 給与法第6条第1項第11号の指定職俸給表の適用を受けている者
  - 二 独立行政法人その他これに準ずる機関の役員
  - 三 ノーベル賞受賞など著名な功績を有する者
  - 四 会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員の適用を受ける者
  - 五 地方公共団体の長
  - 六 公立大学及び私立大学の長
  - 七 外国の大学の長
  - 八 前各号に掲げる職務にあった者
  - 九 その他、用務の内容、学識経験、社会的地位及び職員との権衡等を勘案して、役員と同等の地位にある者
- 5 この要項において、「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいう。ただし、「在勤地」という場合には、在勤事業所から8キロメートル以内の地域をいう。  
（旅費の支給）
- 第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。
- 2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- 一 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
  - 二 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
  - 三 役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
  - 四 役職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
  - 五 役職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
  - 六 外国在勤の役職員が死亡した場合において、当該役職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
  - 七 外国在勤の役職員の配偶者が、当該役職員の在勤地において死亡し、又は第41条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員
- 3 第1項の規定にかかわらず、役職員が出張中又は赴任中に解雇となった場合には、当該出張又は赴任に係る旅費は、支給しない。
- 4 役職員以外の者が、法人の依頼に応じ、法人の業務を遂行又は補助するために旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除く外、特別の定めがある場合その他費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に当該旅行を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額の

うちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

- 7 前項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定する額とする。
  - 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又は宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払い戻し手続きを行ったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの要項により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
  - 二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行についてこの要項により支給を受けることができた移転料の3分の1に相当する額の範囲内の額。
  - 三 旅費の返納のために支払った手数料の額。
- 8 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により仮払いを受けた旅費額（仮払いを受けなかった場合には、仮払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。
- 9 前項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費の額を超えることができない。
  - 一 現に所持していた旅費の額（乗車券、宿泊券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条で同じ。）の全部を喪失した場合にはその喪失した時以後の旅行を完了するためこの要項により支給することができる額。
  - 二 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費の額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額。

（承認された旅行に従わない旅行）

第4条 第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、承認された旅行に従わないで旅行したときは、承認された旅行に従った旅費を上限として支給することができる。

（旅費の種類）

- 第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、旅行雑費、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び死亡手当とする。
- 2 鉄道賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
  - 3 船賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
  - 4 航空賃は、路程に応じ旅客運賃により支給する。
  - 5 車賃は、路程に応じ路線バスの旅客運賃等により支給する。
  - 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
  - 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
  - 8 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
  - 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
  - 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
  - 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
  - 12 死亡手当は、第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常

の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(路程の計算)

第7条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、出発地又は目的地の最寄りの鉄道駅、バス停留所、乗船場又は飛行場（以下「鉄道駅等」という。）の間の路程により行うものとする。

2 前項に定める最寄りの鉄道駅等は、市町村を単位とし、原則として市町村役場から直近の鉄道駅等（JRを優先とする。以下「中心駅」という。）とする。

3 岡山大学の最寄りの鉄道駅等は、JR岡山駅とする。ただし、倉敷地区はJR倉敷駅、三朝地区はJR倉吉駅、牛窓地区はJR邑久駅、東京オフィスはJR東京駅とする。

4 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、第1項及び第2項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第10条 1日の旅行において日当（扶養親族移転料のうちこれに相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

第11条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(パック旅行の旅費)

第12条 パック旅行（旅行代理店が乗物や宿泊をセットで手配した旅行をいう。以下本条で同じ。）を利用する場合において、当該パック旅行に係る料金（以下「パック料金」という。）が、パック旅行を利用しない場合の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに宿泊料定額の合計額より安価である場合は、当該パック料金を支給する。

(職務の変更等があった場合の調整)

第13条 職員の職務又は職務の級が遡って変更されたときに、当該職員が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でないと認められる場合には、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。

(旅費の支給手続)

第14条 旅費（仮払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、別表第2-1に定める支給に必要な書類を当該旅費を支払する者に提出しなければならない。この場合において、支給に必要な書類の全部又は一部を提出をしなかった者は、その支給に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、やむを得ない場合を除く外、当該旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に、旅費の精算に必要な書類を提出しなければならない。

3 当該旅費を支払する者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、当該過払金の返納を通知した日の翌日から起算して30日以内に、当該過払金を返納させなければならない。

## 第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃等（以下この条において「運賃」という。）の合計額による。

- 一 その乗車に要する運賃
  - 二 急行料金を徴する列車の急行料金
  - 三 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合（観光用列車を除く。）には、  
B寝台シングル相当の寝台料金
  - 四 役員の職務にある者が特別車両料金を徴する列車を運行する線路による旅行をする場合には、特別車両料金
  - 五 座席指定料金を徴する列車の座席指定料金
  - 六 職務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、その利用料金
- 2 前項に規定する急行料金及び座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合には限り、支給する。
- 一 特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
  - 二 前号に規定するもののほか、別表第2-2に定める区間。ただし、東海道・山陽新幹線のぞみ、東北・北海道新幹線はやぶさ、九州新幹線みずほは除く。
- 3 第1項で規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金については、次の各号の取扱いとする。
- 一 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。
  - 二 特別車両料金は、グリーン料金に限るものとする。
  - 三 座席指定料金は、一の座席指定席券の有効区間ごとに計算するものとする。
- 4 特別車両料金は、役員の職務にある者の秘書業務を行う者、役員の職務にある者の介助を行う者、その他、職務上の必要により役員の職務にある者に随伴する必要がある者についても支給することができるものとする。

(船賃)

第16条 船賃は、次の各号に規定する旅客運賃等（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）の合計額による。

- 一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
    - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
    - ロ 2級以上の職務にある職員及び役職員以外の者（役員の職務にある者を除く）については、中級の運賃
    - ハ 1級の職務にある者（学生を含む）については、下級の運賃
  - 二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
    - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
    - ロ 役員の職務にある者以外については、下級の運賃
  - 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - 四 職務上の必要により寝台料金を必要とした場合は、現に支払った寝台料金
  - 五 役員の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合は、特別船室料金
  - 六 座席指定料金を徴する船舶の座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第17条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。

- 2 職務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものとして、次の各号のいずれかに該当する場合に航空賃を支給することができる。この場合、岡山大学を起点として北海道、沖

縄県への旅行は、航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法とするものとする。

- 一 鉄道等の手段と比較して、航空機を利用することが安価な場合
  - 二 航空機を利用することにより旅費総額が安価となる場合
  - 三 航空機以外の手段によると、出発地から中心駅までの旅行時間に概ね4時間以上を要し、航空機を利用することにより旅行時間が短縮される場合
- 3 前項に規定する以外に、次の各号のいずれかに該当する場合に航空賃を支給することができる。
- 一 役員の職務にある者が旅行する場合
  - 二 前号に該当する者以外の者が、緊急の用務及び役員の職務にある者に随行する等のため航空機を利用して旅行しなければ職務上支障をきたす場合
  - 三 天災その他やむを得ない事情等、職務上必要な場合
- 4 航空賃は、原則として、普通席運賃とする。ただし、役員の職務にある者については、特別座席の運賃等を支給することができる。
- 5 旅客施設使用料を徴収する空港を利用する場合は、当該旅客施設使用料を加算した額をもって航空賃とする。
- 6 割安航空券の手配にあたり手数料等が発生した場合は、往復割引運賃に相当する額を上限として航空賃に含めて支給することができる。
- 7 超過手荷物手数料（無料手荷物許容量を超える手荷物の追加料金又は運賃に含まれない手荷物手数料の場合で20キログラムを超える部分の料金をいう。以下同じ。）は、職務上の必要により、支給することができる。

（車賃）

第18条 車賃は、原則として路線バスの乗車に要する旅客運賃とする。

- 2 タクシー又はレンタカーの利用について、次の各号に該当する場合で、該当項目及び職務上必要な理由を付して申請したものについて支給することができる。
- 一 公共の交通機関がなく、徒歩による移動が著しく困難な場合
  - 二 用務の緊急性や時間的な制約により、タクシー又はレンタカー以外の交通手段による移動では用務に支障をきたす場合
  - 三 出張の目的又は用務の内容等により、タクシー又はレンタカーを利用することが合理的である場合
- 3 タクシー、レンタカー又は共用車を利用した場合における借上料・燃料費、有料道路通行料、有料駐車料（宿泊した際における駐車料金は除く。）、自動車航送運賃等、当該交通手段により旅行した場合における必要な費用の実費額を車賃として支給することができるものとする。
- 4 前項の場合において、レンタカーの付加料金のうち「車両・対物事故免責額補償制度（CDW）」加入料は支給することができるものとする。その他の付加料金については、職務上の必要により支給することができるものとする。
- 5 第3項の場合において、タクシー又はレンタカーを利用する場合には、実費額が1日につき日当定額（同乗する旅行者全員の日当定額の合計額）を超える時は、日当に代えて車賃の実費額を支給することができるものとする。

（日当）

第19条 日当は、別表第3の定額による。

- 2 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

（宿泊料）

第20条 宿泊料は、別表第3の定額による。

- 2 宿泊料は、車中泊、船中泊及び機中泊については支給しない。
- 3 学内宿泊施設に宿泊する場合の宿泊料は、職務にかかわらず、別表第3に定める額と

する。

- 4 旅行者が出張先において自宅（親戚宅，知人宅等の無料で宿泊できる場合を含む。）に宿泊する場合については，宿泊料は支給しないこととする。また，用務地以外の自宅宿泊等に係る追加的な交通費は支給しないものとする。
- 5 兵庫県佐用郡佐用町に位置する，大型放射光施設（SPring-8）及びX線自由電子レーザー施設（SACLA）に宿泊する場合の宿泊料は，宿泊料実費を支給する。ただし，施設内の滞在施設を利用できないときは，その旨申請のうえ，宿泊料の定額を支給する。  
（日当等の調整）

第21条 旅行者が旅行中の傷病により旅行先の医療施設等で療養したため，正規の旅費のうち所定の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には，当該療養中の日当は支給せず，宿泊料は2分の1に相当する額を支給しないものとする。

- 2 旅行者が正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合として，次の各号のいずれかに該当する日は，日当を支給しないものとする。
  - 一 共用車，車借上又は無料送迎を利用するため，公共交通機関を利用しない日
  - 二 旅行中において用務のない日（移動日を除く）

- 3 前項に定める場合のほか，旅行者が交通機関，宿泊施設等を無料で利用する場合その他正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には，当該旅行の実情に応じ，正規の旅費のうち鉄道賃，航空賃，車賃，日当又は宿泊料の全額又は一部を支給しないものとする。

（在勤地内旅行の旅費）

第22条 在勤地内における旅行については旅費は支給しない。ただし，第3条第4項の場合は，職務上の必要により，第19条に規定する定額を上限に実費額を支給する。

（在勤地外の同一地域内旅行の旅費）

第23条 在勤地以外の同一地域内における旅行については，鉄道賃，船賃，車賃，移転料，着後手当及び扶養親族移転料は，支給しない。ただし，日当は第19条に規定する日当定額を支給する。

### 第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には，その本邦内の旅行について支給する旅費は，前章に規定するところによる。ただし，移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し，又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当については，本章に規定するところによる。

（鉄道賃）

第25条 鉄道賃は，次の各号に規定する旅客運賃等（これらのものに対する通行税を含む。以下この条において「運賃」という。）の実費額の合計額による。

- 一 その乗車に要する運賃
- 二 急行料金を徴する列車の急行料金
- 三 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合（観光列車を除く。）には，寝台料金
- 四 職務上の必要により特別の座席の設備（展望座席，安楽座席，応接付座席等）を利用した場合には，その座席の運賃

（船賃）

第26条 船賃は，次の各号に規定する旅客運賃等（はしけ賃及び栈橋賃及び通行税を含む。以下この条において「運賃」という。）の実費額の合計額による。

- 一 その乗船に要する運賃
- 二 職務上の必要により特別の運賃を必要とする船室（その船舶について定められた等

級以外の特別の設備又は様式を備えた船室) を利用した場合には、その船室の運賃  
三 職務上の必要により寝台料金を必要とした場合には、寝台料金  
(航空賃)

第27条 航空賃は、次の各号に規定する旅客運賃等(以下この条において「運賃」という。)を上限とする実費額の合計額による。

一 その搭乗に要する運賃

イ 運賃は、原則として、エコノミークラスとする。

ロ 役員、7級以上の職務にある職員及び役職員以外の者(学生を除く)については、ビジネスクラス(名称を独自に設定している航空機を利用する場合は、ビジネスクラスに相当するクラス(最上級の直近下位)。以下同じ。)を支給することができる。

ハ 6級以下の職務にある職員については、職務上の必要により、ビジネスクラスを支給することができる。

二 職務上の必要により座席指定料金を必要とした場合には、座席指定料金

2 超過手荷物手数料は、職務上の必要により支給することができる。

(車賃)

第28条 車賃は、実費額による。

2 第18条第2項から第5項の規定は、外国旅行における車賃について準用する。

(日当及び宿泊料)

第29条 日当及び宿泊料は、旅行先の区分に応じた別表第4の定額による。

2 第19条第2項、第20条第2項及び第4項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。

(宿泊料の調整)

第30条 国際会議等に出席するため役員の職務にある者の外国旅行に随行する者が同一の宿泊施設に宿泊しなければ業務上支障を来たす場合には、役員の職務にある者の宿泊料定額を上限として、職務上の必要による額を増額して支給することができるものとする。

(日当等の調整)

第31条 第21条の規定は、外国旅行における日当等の調整について準用する。

(旅行雑費)

第32条 旅行雑費は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、旅行代理店の手数料、空港施設利用料(これに類する費用を含む。)、出入国税のほか当該外国旅行に通常必要な費用の実費額とする。

(在勤地内旅行の旅費)

第33条 第22条の規定は、外国の在勤地内における旅行の旅費について準用する。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第34条 第23条の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

## 第4章 赴任旅行の旅費

### 第1節 内国旅行の赴任旅費

(移転料)

第35条 移転料は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。)を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第3に定める額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

- 三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 監督者が、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると認めた場合には、第1項第3号に規定する期間を延長して支給することができる。
- 4 赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合は、現実の路程に応じた別表第3の移転料によるものとする。

（着後手当）

第36条 着後手当は、別表第3の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

2 着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。）を支給する場合（内国旅費に限る。）において、次の各号に掲げる理由により正規の着後手当を支給することが適当でないときは、当該各号に掲げる基準による着後手当を支給するものとする。

- 一 旅行者が新勤務地に到着後直ちに職員のための法人宿舎又は自宅に入る場合には、別表第3の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- 二 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には別表第3の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額
- 三 赴任に伴う移転の路程が鉄道100キロメートル未満の場合には別表第3の日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

（扶養親族移転料）

第37条 扶養親族移転料は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額。ただし、鉄道賃及び船賃は、その移転の際における役職員の職務又は職務の級を基準として、その扶養親族の年齢及び人数に応じて算定した額とし、航空賃及び車賃は、実費額とする。
- イ 12歳以上の者については、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びにその移転の際における役職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- ロ 12歳未満の者については、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びにその移転の際における役職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額
- 二 前号の規定に該当する場合を除く外、第35条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
- 2 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

## 第2節 外国旅行の赴任旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第38条 外国旅行による赴任旅費で本邦を通過する場合には、第3章に規定するところによる。

2 前項の場合において、前条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居任地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居任地とみなす。

(移転料)

第39条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第4の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額による。

- 一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
- 二 外国在勤の役職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額を加算した額
- 三 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として学長が定める場合には、その運賃を参酌して、定額（前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ学長が定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料は、前項（第1項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第41条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、学長が定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料に相当する額を差し引いた額による。

4 第37条第2項の規定は、前3項の規定による移転料の計算について準用し、第35条第2項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算について準用する。

5 第1項第3号に規定する「学長が定める場合」のうち、水路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常経路に含まれる家財の積卸し又は積込みに利用する港（以下本条において「利用する港」という。）が別表第5の左欄に掲げる地域に属する同表の中欄に掲げる港の場合とし、同項同号に規定する「学長が定める額」は、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とするものである。

6 前項の場合において、利用する港が2以上ある場合における前項の額は、これらの港における額のうちの、最高額の港の一に対する額とするものである。

7 第1項第3号に規定する「学長が定める場合」のうち、陸路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常経路に含まれる陸路が別表第5の左欄に掲げる距離の場合とし、同項同号に規定する「学長が定める額」は、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とするものとする。

(着後手当)

第40条 着後手当は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第4の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第41条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- 一 赴任の際学長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
- 二 外国に在勤中学長の許可を受け、同一在勤地について、赴任を命ぜられた日の翌日

から1年以内に1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。  
三 本邦から外国に赴任後学長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。ただし、鉄道賃及び船賃は、その移転の際における役職員の職務又は職務の級を基準とする。

一 12歳以上の者については、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費の全額並びにその移転の際における役職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

二 12歳未満の者については、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費の全額並びにその移転の際における役職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第37条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。

4 第37条第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の計算について準用する。

(扶養親族移転料の計算の基礎となる旅行区間)

第42条 第41条第1項第2号に該当する場合における扶養親族移転料の計算の基礎となる旅行区間は、扶養親族を勤務地に呼び寄せるとき(本邦から勤務地に呼び寄せるときを除く。)はその居住地と勤務地との区間とし、扶養親族を本邦から勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるときは、勤務地と岡山大学との区間とするものとする。

## 第5章 退職等・死亡・解雇に係る旅費

(内国旅行における退職者等の旅費)

第43条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 役職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 役職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の役職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該役職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費の外、第46条第1項第3号ロ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

(内国旅行における遺族の旅費)

第44条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 役職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤

地までの前職務相当の旅費

- 2 本邦に出張中の外国在勤の役職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該役職員の本邦へ出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。
- 3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第37条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「役職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(死亡手当)

第45条 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第4の定額により、同項第7号の規定に該当する場合にはその定額の2分の1に相当する額による。ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、本文の規定による額の10分の8に相当する額による。

- 2 役職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。
  - 一 役職員が出張中に死亡した場合には、当該役職員の本邦における所属事業所所在地を旧在勤地とみなして第44条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額
  - 二 役職員が赴任中に死亡した場合には、当該役職員の本邦における所属事業所を新在勤地とみなして第44条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額
- 3 外国在勤の役職員の配偶者が第3条第2項第7号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。
  - 一 配偶者が第41条第1項第1号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、役職員が死亡したものとみなして前項第2号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額
  - 二 配偶者が第41条第1項第2号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、役職員が死亡したものとみなして前項第1号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額
- 4 第44条第3項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(外国旅行における退職者等の旅費)

第46条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 外国在勤の役職員がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費
  - イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料
  - ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費
    - 1) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤他の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分をこえることができない。
    - 2) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧所属事業所所在地までの前職務相当の旅費
- 二 役職員が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地

に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

三 外国在勤の役職員が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの別表第3の規定による前職務相当の日当及び宿泊料

ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧所属事業所所在地までの第2章の規定による前職務相当の旅費

四 外国在勤の役職員が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰った後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

イ 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第1号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ロ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ハ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰った場合に限り、イ又はロに規定する旅費のほか、次に規定する旅費

1) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた別表第3及び別表第4の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については15日分、宿泊料については15夜分を超えることができない。

2) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

3) 旧在勤地に到着した日の翌日から2月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号ロの規定に準じて計算した旅費

五 外国在勤の役職員が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から旧所属事業所所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）

2 学長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号ロ、第3号ロ又は第4号ハに規定する期間を延長することができる。

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、役職員が外国旅行の途中において退職等となった場合において第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前2項の規定に準じ学長が定める。

（外国旅行における遺族の旅費）

第47条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、役職員の旧在勤地から旧所属事業所所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）並びに旧所属事業所所在地を居住地とみなして第44条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

## 第6章 雑 則

（旅費の調整）

第48条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この要項又は旅費に関する関係法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行者がこの要項又は旅費に関する関係法令の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、その都度定める旅費を支給することができる。
- 3 岡山大学の経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（第1項及び前項の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち、岡山大学の経費以外の経費から支給される旅費相当額を支給しないものとする。
- 4 相応の根拠を元に申請する場合には、旅費を調整して支給することができるものとする。ただし、増額については、出張先の事情により通常の宿泊施設の確保が困難である等特別の配慮を要する場合に限り、別表第3及び第4に規定する宿泊料定額の2倍の額を上限に支給できるものとする。
- 5 旅行者から、予算の都合により、旅費の支給額の上限について申し出がある場合は、旅費を調整して支給することができるものとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、旅客運賃（運賃の等級がある場合は最下級の運賃）を下回ることはできないものとする。

（旅行者以外の者に対する支払）

第49条 第3条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、旅行代理店等の請求に基づき、旅費を当該請求者に支払うことができるものとする。

一 学外者に支給する交通費、宿泊料（食事に係る費用を除いたもの）及び旅行雑費。

ただし、定額を上限とする。

二 本学教職員・学生（大学院生、学部学生、非正規生）に支給する外国旅費の航空賃（旅行雑費を含む。）及び宿泊料。ただし、定額を上限とする。

2 第3条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、次に該当するときは、旅費を立て替えた旅行者以外の者の請求に基づき、旅費を当該請求者に支払うことができるものとする。

一 学外者に支給する交通費、日当、宿泊料（食事に係る費用を除いたもの）及び旅行雑費。ただし、定額を上限とする。

（その他）

第50条 学外実習及び附属学校における修学旅行等の引率旅行に係る経費は、この要項を適用しない。

（旅費の特例）

第51条 役職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この要項の定めによる旅費の支給ができないとき、又はこの要項の定めにより支給する旅費が労働基準法第15条第3項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該役職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（端数の取扱い）

第52条 旅費の計算の過程において1円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要項は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第2条第3項，第4項関係）

一般職員俸給表（一）の各級に相当する職務の級

一般職員 俸給表 （一）	行政職 俸給表 （一）	一般職員 俸給表 （二）	年俸制 通用職員 （有期年俸制 はグレードと 相当する）	教育職員 俸給表 （一）	教育職員 俸給表 （二）	教育職員 俸給表 （三）	医療職員 俸給表	看護職員 俸給表
10級	10級		グレード89 以上					
9級	9級		教授， グレード73 ～84	5級5号俸以上			8級	
8級	8級		グレード68 ～72	5級1号俸から 4号俸， 4級29号俸以 上	4級			
7級	7級		准教授， グレード61 ～67	4級9号俸から 28号俸	3級	4級， 3級17号俸以 上	7級	7級
6級	6級		グレード57 ～60	3級25号俸以 上	2級49号俸以 上	3級9号俸から 16号俸	6級	6級
5級	5級		グレード54 ～56	4級1号俸から 8号俸， 3級17号俸か ら24号俸	2級41号俸か ら48号俸	3級1号俸から 8号俸， 2級53号俸以 上	5級1号俸 以上	5級
4級	4級	5級	講師， グレード48 ～53	3級5号俸から 16号俸	2級37号俸か ら40号俸	2級45号俸か ら52号俸		
3級	3級	4級	助教， グレード38 ～47	2級25号俸以 上， 3級1号俸から 4号俸	2級25号俸か ら36号俸	2級37号俸か ら44号俸	4級， 3級5号俸 以上	4級， 3級5号俸 以上
2級	2級	3級	グレード26 ～37	2級9号俸から 24号俸， 1級33号俸以 上	2級9号俸から 24号俸， 1級41号俸以 上	2級21号俸か ら36号俸， 1級41号俸以 上	3級1号俸 から4号 俸， 2級9号俸 以上	3級1号俸 から4号 俸， 2級29号 俸以上
1級	1級	1級 2級	グレード25 以下	2級8号俸以 下， 1級32号俸以 下	2級8号俸以 下， 1級40号俸以 下	2級20号俸以 下， 1級40号俸以 下	2級8号俸 以下， 1級	2級28号 俸以下， 1級

別表第2-1 (第14条関係)

第14条に規定する旅費の支給に必要な書類

区 分		条項	添付書類
国内旅費	外国旅費		
鉄道賃 船賃 (寝台料金) (特別の座席 の設備)		第15条第1項第3号に規定する寝台料金 第15条第1項第6号に規定する特別の座席の 設備 第16条第1項第4号に規定する寝台料金	職務上の必要を証明する書類及び その支払いを証明するに足る書類
航空賃		第17条に規定する航空賃	搭乗を証明する書類及びその支払 いを証明するに足る書類
日当		第19条第2項に規定する宿泊の場合における 日当	職務上の必要又は天災その他やむ を得ない事情を証明する書類
退職者等の 旅費		第43条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと、退 職等の事由、退職等を知った日に いた地を証明する書類
遺族の旅費		第44条第4項に規定する旅費	職員の死亡、遺族であること及び その帰住を証明する書類
	鉄道賃, 船賃, 航空賃 及び車賃	第25条に規定する運賃 第26条に規定する運賃 第27条に規定する運賃	運賃の額を証明するに足る書類の ほか、第27条の規定に該当する 場合には運賃の等級及びその搭乗 を証明する書類
		第25条第3号に規定する寝台料金 第25条第4号に規定する運賃 第26条第2号に規定する運賃 第26条第3号に規定する寝台料金 第27条第2号に規定する座席指定料金	職務上の必要を証明する書類
		第28条に規定する車賃	その支払いを証明するに足る書類
	日当	第29条第2項の規定による宿泊の場合におけ る日当	職務上の必要又は天災その他やむ を得ない事情を証明する書類
	旅行雑費	第32条に規定する旅費	その支払いを証明するに足る書類
	その他	外国旅行の旅費	前各号に掲げるもののほか、毎日 の行程、宿泊地名及び宿泊施設 名、搭乗した列車、船舶又は航空 機の路線名及びそれらの発着時刻 等を記載した書類

移転料	第 3 5 条に規定する移転料 第 3 9 条に規定する移転料	職員の移転，扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか，第 3 5 条第 3 項の規定に該当する場合には，その期間延長の許可書，第 3 9 条第 3 項の規定に該当する場合にはその移転の許可書
扶養親族移転料	第 3 7 条に規定する扶養親族移転料 第 4 1 条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類のほか，第 3 7 条第 2 項の規定に該当する場合には，その妊娠を証明する書類，第 4 1 条第 1 項の規定に該当する場合にはその移転の書類
死亡手当	第 4 5 条に規定する死亡手当	職員又は配偶者の死亡，その死亡地及び遺族であることを証明する書類
旅行取消の場合における 損失額	第 3 条第 6 項に規定する損失額	損失額，当該旅行の取消又は当該旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類
旅費の喪失	第 3 条第 8 項に規定する喪失額	交通機関の事故又は天災その他の事情により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する書類

別表第2-2（第15条第2項第2号関係）

次に定める区間の鉄道旅行において、急行列車を利用して旅行する場合

区間	区間	区間	区間	区間
函館～八雲	一ノ関～新花巻	東京～八街	八王子～萑崎	勝浦～海浜幕張
八雲～洞爺	一ノ関～盛岡	東京～成東	大月～萑崎	上総興津～海浜幕張
札幌～美唄	水沢江刺～盛岡	東京～横芝	大月～小淵沢	上総興津～蘇我
札幌～砂川	盛岡～二戸	東京～八日市場	甲府～富士	安房小湊～海浜幕張
札幌～滝川	盛岡～八戸	東京～茂原	甲府～塩尻	安房小湊～蘇我
札幌～白老	盛岡～大曲	東京～上総一ノ宮	甲府～富士宮	安房鴨川～蘇我
札幌～苫小牧	盛岡～角館	東京～大原	上野～小山	館山～木更津
札幌～追分	八戸～野辺地	東京～上総湊	上野～石岡	館山～五井
岩見沢～旭川	八戸～青森	東京～大貫	大宮～宇都宮	館山～海浜幕張
滝川～旭川	八戸～新青森	東京～青堀	大宮～高崎	館山～蘇我
旭川～白滝	三沢～青森	東京～君津	大宮～新前橋	富浦～五井
旭川～士別	青森～鷹ノ巣	東京～木更津	大宮～前橋	富浦～海浜幕張
旭川～名寄	青森～大館	東京～滑河	大宮～安中榛名	富浦～蘇我
旭川～美深	山形～新庄	東京～佐原	小山～那須塩原	岩井～海浜幕張
東室蘭～苫小牧	大曲～雫石	東京～成田空港	高崎～佐久平	保田～海浜幕張
東室蘭～南千歳	秋田～東能代	新横浜～熱海	高崎～上田	浜金谷～海浜幕張
遠軽～北見	秋田～鷹ノ巣	新横浜～三島	北千住～足利市	三島～静岡
名寄～音威子府	秋田～象潟	小田原～新富士	北千住～太田	新富士～掛川
幌延～南稚内	秋田～田沢湖	小田原～静岡	浅草～太田	静岡～浜松
幌延～稚内	秋田～角館	熱海～静岡	柏～水戸	豊橋～名古屋
郡山～白石蔵王	八郎潟～鷹ノ巣	熱海～伊豆急下田	柏～勝田	豊橋～水窪
郡山～米沢	東能代～弘前	新宿～大月	いわき～相馬	名古屋～米原
郡山～那須塩原	羽後本荘～鶴岡	三鷹～大月	軽井沢～長野	名古屋～飛騨金山
福島～仙台	羽後本荘～酒田	三鷹～塩山	錦糸町～成東	岐阜～下呂
福島～赤湯	越後湯沢～直江津	三鷹～山梨市	錦糸町～横芝	岐阜～飛騨萩原
福島～かみのやま温泉	越後湯沢～高崎	立川～塩山	錦糸町～八日市場	米原～武生
福島～山形	直江津～長岡	立川～山梨市	錦糸町～旭	米原～鯖江
福島～新白河	直江津～見附	立川～石和温泉	錦糸町～滑河	米原～福井
仙台～くりこま高原	長岡～新潟	立川～甲府	錦糸町～佐原	米原～京都
仙台～一ノ関	新潟～村上	八王子～塩山	千葉～八日市場	高山～富山
仙台～浪江	東京～小田原	八王子～山梨市	千葉～銚子	敦賀～芦原温泉
古川～一ノ関	東京～湯河原	八王子～石和温泉	大網～安房鴨川	敦賀～京都
古川～水沢江刺	東京～小山	八王子～甲府	大原～海浜幕張	武生～小松
古川～北上	東京～熊谷	八王子～竜王	御宿～海浜幕張	武生～金沢
鯖江～金沢	岡山～福山	高松～観音寺	三原～広島	熊本～新水俣

区間	区間	区間	区間	区間
福井～敦賀	岡山～新見	高松～川之江	広島～徳山	熊本～出水
福井～松任	岡山～多度津	高松～伊予三島	新岩国～新山口	熊本～新鳥栖
福井～金沢	岡山～観音寺	高松～阿波池田	新山口～新下関	熊本～豊後竹田
芦原温泉～金沢	岡山～伊予三島	高松～大歩危	新山口～津和野	熊本～人吉
芦原温泉～高岡	岡山～善通寺	高松～板野	新山口～小倉	八代～人吉
小松～高岡	岡山～琴平	高松～池谷	小倉～博多	新八代～出水
小松～富山	岡山～阿波池田	高松～徳島	小倉～二日市	新八代～川内
小松～七尾	岡山～新尾道	高松～阿南	小倉～鳥栖	新水俣～鹿児島中央
金沢～富山	岡山～三原	高松～勝瑞	小倉～杵築	出水～鹿児島中央
金沢～滑川	岡山～大原	坂出～川之江	小倉～新鳥栖	鹿児島中央～都城
金沢～魚津	新倉敷～三原	坂出～伊予三島	新鳥栖～新玉名	鹿児島中央～西都城
金沢～黒部	新尾道～広島	坂出～阿波池田	折尾～中津	鹿児島～西都城
金沢～七尾	新見～米子	宇多津～阿波池田	博多～筑後船小屋	新鳥栖～諫早
金沢～和倉温泉	松阪～紀伊長島	丸亀～新居浜	博多～荒尾	新鳥栖～武雄温泉
富山～糸魚川	松阪～尾鷲	多度津～新居浜	博多～玉名	新鳥栖～早岐
上諏訪～信濃大町	多気～尾鷲	川之江～今治	博多～佐賀	新鳥栖～佐世保
塩尻～中津川	串本～紀伊田辺	伊予三島～今治	博多～肥前山口	佐賀～諫早
塩尻～長野	紀伊田辺～和歌山	新居浜～伊予北条	博多～肥前鹿島	佐賀～浦上
木曽福島～多治見	湯浅～天王寺	新居浜～松山	博多～武雄温泉	佐賀～佐世保
松本～長野	二条～綾部	伊予西条～松山	博多～有田	肥前山口～諫早
安中榛名～長野	二条～福知山	壬生川～松山	博多～行橋	肥前山口～長崎
佐久平～長野	二条～東舞鶴	今治～伊予大洲	博多～日田	肥前鹿島～長崎
京都～日根野	二条～西舞鶴	松山～八幡浜	博多～天ヶ瀬	中津～別府
京都～関西空港	園部～西舞鶴	松山～卯之町	鳥栖～玉名	中津～大分
京都～綾部	福知山～豊岡	松山～宇和島	鳥栖～上熊本	柳ヶ浦～別府
京都～福知山	福知山～網野	阿波池田～高知	鳥栖～熊本	宇佐～大分
京都～西舞鶴	鳥取～米子	阿波池田～徳島	鳥栖～武雄温泉	別府～佐伯
新大阪～関西空港	倉吉～松江	阿波池田～阿波川島	鳥栖～早岐	大分～佐伯
新大阪～海南	米子～鳥取大学前	土佐山田～須崎	鳥栖～佐世保	大分～日田
新大阪～和歌山	松江～大田市	高知～窪川	久留米～熊本	大分～天ヶ瀬
大阪～柏原	出雲市～江津	須崎～中村	久留米～天ヶ瀬	大分～豊後森
姫路～岡山	出雲市～浜田	栗林～徳島	久留米～豊後森	大分～宮地
姫路～豊岡	大田市～浜田	栗林～勝瑞	久留米～由布院	佐伯～延岡
相生～岡山	大田市～益田	屋島～徳島	羽犬塚～熊本	佐伯～日向市
上郡～鳥取	益田～新山口	徳島～日和佐	筑後船小屋～熊本	延岡～宮崎
岡山～佐用	児島～伊予三島	徳島～牟岐	筑後船小屋～新八代	延岡～南宮崎
延岡～宮崎空港	南延岡～宮崎空港	日向市～宮崎	日向市～南宮崎	宮崎～西都城
南宮崎～国分	新水前寺～豊後竹田	宮地～三重町		

別表第3 内国旅行の旅費（第19条第1項、第20条第1項、第3項、第35条第4項、第36条、第46条第1項第3号イ、第46条第1項第4号ハ、第48条第4項関係）

1. 日当及び宿泊料（食事代相当額は含まず）

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
役員の職務にある者	2,200円	12,500円
役員の職務にある者以外	2,000円	11,900円

1-2. 学内宿泊施設利用時の宿泊料（食事代相当額は含まず）

学内宿泊施設	宿泊料（1夜につき）
津島宿泊所	4,800円
国際交流会館	4,500円
倉敷ゲストハウス	5,500円
三朝宿泊所	4,600円
臨海実験所宿泊棟	3,700円
津高牧場学生宿泊所	2,500円

2. 移転料

区 分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満
役員の職務にある者又は7級以上の職務にある者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円
6級以下4級以上の職務にある者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円
3級以下の職務にある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円

鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

別表第4 外国旅行の旅費（第29条第1項、第39条第1項、第40条、第45条第1項、第46条第1項第4号ハ、第48条第4項関係）

1. 日当及び宿泊料（食事代相当額は含まず）

区分	日当（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員の職務にある者	7,200円	5,900円	4,600円	4,200円
役員の職務にある者以外	6,100円	5,100円	4,000円	3,600円

宿泊料（1夜につき）			
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
23,200円	19,700円	15,100円	13,900円
20,000円	17,000円	13,000円	12,000円

備考

1) 表中の「指定都市、甲地方、乙地方、丙地方」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域

(2) 甲地方

北米地域、欧州地域、中近東地域として2)で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

(3) 乙地方

指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）

(4) 丙地方

アジア地域（本邦を除く。）中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として2)で定める地域のうち指定都市以外の地域でインドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

2) 1)に規定する「北米地域、欧州地域、中近東地域、大洋州地域、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域、南極地域」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

(3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

(4) アジア地域 (本邦を除く。) アジア大陸 (アゼルバイジャン, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, カザフスタン, キルギス, ジョージア, タジキスタン, トルクメニスタン, ベラルーシ, モルドバ, ロシア及び前号に定める地域を除く。), インドネシア, 東ティモール, フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

(5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸, 南アメリカ大陸, 西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

(6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域, ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ (ハワイ諸島及びグアムを除く。)

(7) アフリカ地域 アフリカ大陸, マダガスカル, マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ (アゾレス諸島, マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)

(8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ

3) 車中泊, 船中泊, 機中泊の場合における日当の額は, 丙地方につき定める定額とする。

## 2. 移転料

区分	鉄道 100 キロメートル未満	鉄道 100 キロメートル以上 500 キロメートル未満	鉄道 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	鉄道 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	鉄道 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満
役員の職務にある者又は7級以上の職務にある者	141,000円	188,000円	269,000円	338,000円	425,000円
6級以下4級以上の職務にある者	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円
3級以下の職務にある者	95,000円	126,000円	180,000円	226,000円	285,000円

鉄道 2,000 キロメートル以上 5,000 キロメートル未満	鉄道 5,000 キロメートル以上 1万キロメートル未満	鉄道 1万キロメートル以上 1万5,000 キロメートル未満	鉄道 1万5,000 キロメートル以上 2万キロメートル未満	鉄道 2万キロメートル以上
521,000円	575,000円	628,000円	680,000円	734,000円
428,000円	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円
350,000円	386,000円	421,000円	456,000円	493,000円

## 備考

路程の計算については, 水路及び陸路 1 キロメートルをもってそれぞれ鉄道 1 キロメートルとみなす。

3. 死亡手当

区分	死亡手当
役員の職務にある者	640,000円
10級又は9級の職務にある者	580,000円
8級又は7級の職務にある者	520,000円
6級の職務にある者	490,000円
5級又は4級の職務にある者	460,000円
3級以下の職務にある者	400,000円

別表第5（第39条関係）

1. 水路の場合

地 域	港	割 合
北アメリカ諸国の東海岸	モントリオール、トロント、シカゴ、ニューヨーク、ボルチモア、ニューオリンズ及びヒューストン	30/100
北アメリカ諸国の西海岸	バンクーバー、シアトル、ポートランド、サンフランシスコ、ロサンゼルス及びホノルル	45/100
メキシコ及び中央アメリカ諸国	アカプルコ、サンホセ、ラ・リベルタッド、アマバラ、コリント、プンタレナス及びコロロン	20/100
カリブ海諸国	ハバナ、ポルトープランス及びサントドミンゴ	45/100
南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレン、マナウス、レシフェ、リオデジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテビデオ、ブエノスアイレス、バルバライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン	45/100
西アフリカ諸国	ダカール、モンロビア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルビル及びマタディ	20/100

2. 陸路の場合

距離	割 合
100キロメートル以上300キロメートル未満	15/100
300キロメートル以上500キロメートル未満	20/100
500キロメートル以上1,000キロメートル未満	25/100
1,000キロメートル以上2,000キロメートル未満	30/100
2,000キロメートル以上	35/100